

令和元・2年度 能登町競争入札参加資格審査申請書提出要項

(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

1. 提出期間

- (1) 平成31年2月1日(金)～同年2月28日(木)までとし、受付時間は午前9時～午後5時までとする。 ※土日祝日は、除く。(郵送による申請可)
ただし、都合により上記の提出期間に提出できなかった者については、随時に提出できるものとするが、平成32年12月28日(月)までに提出(必着)したものに限る。(新元号になったときは新元号に読替える)

2. 提出資格

- 申請書を提出できる者は、次の全ての事項に該当する者であること。
- (1) 申請書を提出する日において、建設業者にあつては建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に基づく建設業の許可を、測量・調査・設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント業者にあつては測量法(昭和24年法律第188号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に基づく登録を受けている者。ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しないものにあつては、この限りでない。
- (2) 申請書を提出する直前までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者。
- (4) 建設業者にあつては、法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けている者。
- (5) 建設業者にあつては、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入している者。ただし、雇用保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務、健康保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条による届出の義務、厚生年金保険については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務が無い者は、この限りではない。
- (6) 能登町暴力団排除条例に関する申告書兼誓約書(役員等名簿兼同意書を含む。)を提出できる者。

3. 提出書類

- (1) 別表の○印をつけた書類を提出する。申請書は、ファイル(A4版)で綴り、1部提出のこと。
※様式に関しては、能登町(独自様式)又は石川県、国土交通省様式に準ずる。
- (2) ファイルの表紙及び背表紙には、「平成31・32年度 競争入札参加資格審査申請書」及び「業者名」を記入すること。(新元号になったときは、新元号に読み替える。)
- (3) ファイルの「色指定」は次のとおりとする。建設業者は、「**ブルー色ファイル**」、測量・建設コンサルタント等業者は「**ピンク色ファイル**」とする。

4. 指名願の有効期間

平成31年度～32年度 (新元号になったときは、新元号に読替える)

5. 提出先

住 所	〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津新1字197番地1
宛 名	能登町長 持 木 一 茂
提 出 先	能登町役場(能都庁舎):企画財政課監理室 入札執行係
T E L	0768-62-8504(直通)

別表

番号	提出書類の名称	建設業者	測量・建設コンサルタント等業者	備考
1	建設工事 競争入札参加資格審査申請書	○		ダウンロード可
	測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請書		○	ダウンロード可
2	「許可証明書」又は「登録通知書」の写し 注) 建築(設備)設計を申請する場合で、支店等を委任先として届け出る場合には、委任先の営業所における登録通知書が必要です。	○	○	
3	納税証明書(国税、県税、町税)の写し ※申請日から起算して3ヶ月以内のものに限る。 ※町税については、町内業者のみ(様式第23号) ※県税については、県内業者のみ(県内に委任先の営業所が在る場合を含む。)(第2号の3様式「県税全般」) ※国税(様式 法人事業者:証明書その3の3、個人事業主:証明書その3の2)	○	○	ダウンロード可 (様式第23号)
4	使用印鑑届	○	○	ダウンロード可
5	「総括表」及び「技術職員名簿」	○ (総括表及び技術職員名簿)	○ (技術職員名簿のみ)	ダウンロード可 (総括表:建設工事)
6	工事経歴書:直近2ヶ年分	○		
7	総合評定値通知書(経審結果)の写し ①審査基準日=H29.10.1~H30.9.30 ※H31格付算定用 ②審査基準日=H30.10.1~H31.9.30 ※H32格付算定用 注) 上記については、提出する時期により判断願います。	○		
8	現況報告書等の写し:直近1ヶ年分 注) 各法及び各登録規定により登録機関に提出したものの写しで、確認印のあるもの。(ただし、登録機関の確認印が無い場合(※測量コンサルタント等)については、確認印は要しなくともよい。) ※1 測量コンサルタント=測量法第55条の8の規定に基づく書類 ※2 建築(設備)設計=建築士法第23条の6の規定に基づく書類 ※3 建設、地質調査、補償コンサルタント=各現況報告書 ※4 上記※1~3以外の業務=業務経歴書		○	
9	商業登記簿謄本(登記事項証明書)の写し ※申請日から起算して3ヶ月以内のものに限る。 ※法人事業者の場合のみ提出	○	○	
10	能登町暴力団排除条例に関する申告書兼誓約書(役員等名簿兼同意書を含む。) ※暴力団員等との関係を申告するものです。	○	○	ダウンロード可
11	能登町議会議員政治倫理条例に関する申告書兼誓約書 ※能登町議会議員との関係を申告するものです。	○	○	ダウンロード可
12	「委任状(任意様式)」及び「営業所一覧表」 注) 契約締結権等を支店等に委任する場合のみ必要	○	○	ダウンロード可 (営業所一覧表)

※別表中、能登町独自様式に関する掲載が無い場合は、石川県又は国土交通省の様式に準じて作成願います。

注) 申請書を郵送で提出する者で受領書を必要とする場合は、「返信用切手を貼付し、宛名の記載がある返信用封筒」又は、「宛名の記載がある返信用ハガキ」を必ず同封すること。

6. その他

- 申請書を提出し、受理された者は、競争入札参加資格者名簿に登載し、競争入札参加資格者とする。
- 申請書の提出後、内容等に変更が生じたときは、その都度「資格申請内容変更届出書」を提出すること。
 - ・資格申請内容変更届出書(建設工事)[Excel] ※ダウンロード可
 - ・資格申請内容変更届出書(測量・建設コンサルタント等)[Excel] ※ダウンロード可